

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について  
このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基  
づく意見を知事に回答する必要があり、事務の臨時代理により、「教育委員会  
として特に意見はない」旨の回答としましたので、別紙資料に基づき報告しま  
す。

令和7年12月19日

総務課

# 愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正の概要

## 第1 改正の概要

教育長の給料の額の引上げ及び期末手当の支給割合の改定

## 第2 改正の理由

### 1 給料の額の引上げ

特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事及び副知事の給料の額が引き上げられることに合わせて、教育長の給料の額を引き上げるため。

### 2 期末手当の支給割合の改定

国の特別職に準じて、教育長の期末手当の支給割合を引き上げるため。

## 第3 改正の内容

### 1 教育長の給料の額を引き上げる。

区分	給料
現行	926千円
改正後	951千円

### 2 教育長の期末手当の支給割合を改正する。

区分	6月期	12月期	計
現行	1. 725月	1. 725月	3. 45月
改正後	1. 750月	1. 750月	3. 50月

## 第4 施行期日

### 1 給料月額の引上げ

2026年1月1日

### 2 期末手当

公布の日（2025年6月1日から遡及適用）

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正について

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月一日提出

愛知県知事 大村秀章

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例

(愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正)

第一条 愛知県教育委員会教育長給与条例(昭和二十二年愛知県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「九十二万六千円」を「九十五万円」に改める。

第五条ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・一五」に、「百分の百七十一・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

一 第一条中愛知県教育委員会教育長給与条例第五条ただし書の改正規定

六 次項及び附則第二項の規定

2 この条例(前項第一号から第五号までに掲げる規定に限る。以下同じ。)による改正後の各条例の規定は、令和七年六月一日から適用する。

3 この条例による改正後の各条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の各条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

説 明

この案を提出するのは、教育長の給料の額等を引き上げるため必要があるからである。

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正新旧対照表

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正新旧対照表

新

(給料の額)

第二条 教育長の給料の額は、月額九十五万五千円以内において知事が定める額とする。

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百「十六・一五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている割合については、規則で定めるものとする。

(給料の額)

第二条 教育長の給料の額は、月額九十二万六千円以内において知事が定める額とする。

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百「十五」とあるのは、「百分の百七十二・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている割合については、規則で定めるものとする。

旧